【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年11月25日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　ニコラ・ソヴァーヂュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田　陽子
【電話番号】	03-3593-5928
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース） ＜毎月決算型＞ アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース） ＜年２回決算型＞
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース） ＜毎月決算型＞ 当初募集額　上限　100億円 継続募集額　上限 1,000億円 アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース） ＜年２回決算型＞ 当初募集額　上限　100億円 継続募集額　上限 1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年11月25日付にて有価証券報告書を提出いたしましたので、平成26年2月24日付にて提出致しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます）の関係情報を新たな情報に訂正し、また記載事項の一部に訂正もしくは追加を行うため、本訂正届出書を提出するものであります。

２．【訂正事項】

下線部分は、訂正もしくは追加個所を示します。

第一部【証券情報】

（５）【申込手数料】

＜訂正前＞

申込手数料は、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.675%※（税抜3.5%）となっております。

※消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.78%となります。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他　⑥ その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

（略）

＜訂正後＞

申込手数料は、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.78%（税抜3.5%）となっております。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他　⑥ その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

（略）

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
（１）【ファンドの目的及び基本的性格】
② ファンドの特色

＜訂正前＞

（略）

２．主要投資対象とする外国籍投資信託において為替取引を行います。

●金利差から生じる為替取引によるプレミアムの獲得を目的として、ユーロ売り／取引対象通貨（当ファンドにおいては「選定通貨」を指します）買いの為替取引を行います。

（略）

＜訂正後＞

（略）

２．主要投資対象とする外国籍投資信託において為替取引を行います。

●ユーロ売り／取引対象通貨（当ファンドにおいては「選定通貨」を指します）買いの為替取引を行います。

（略）

（２）【ファンドの沿革】
＜訂正前＞

平成26年3月14日　ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始（予定）

＜訂正後＞

平成26年3月14日　ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

《アムンディ概要》

＜訂正前＞

アムンディは、運用資産規模で7,461億ユーロ(約96兆円、1ユーロ＝128.53円で換算。2013年6月末現在)を超え、欧州第1位※、世界ではトップ・テン※に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

※ インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査　（2013年6月版（数値は2012年12月末現在））

＜訂正後＞

アムンディは、8,214億ユーロ(約114兆円、1ユーロ＝138.31円で換算) ※の運用資産額を有する世界トップクラスの運用会社の1つです。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

※ 2014年6月末現在

2【投資方針】

（2）【投資対象】

■各ファンドが投資対象とする投資信託の概要

原届出書の「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　２　投資方針　（２）投資対象　■各ファンドが投資対象とする投資信託の概要」につきましては次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

■各ファンドが投資対象とする投資信託の概要

外国籍投資信託	
ファンド名	アムンディ・インターインベスト-リート-欧州（選定通貨、I2シェアクラス）
<運用の基本方針>	
基本的性格	ルクセンブルク籍会社型投資信託（円建）
ファンドの特色	欧州の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
投資方針	1）投資対象 ①欧州の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。 ②外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等を活用します。 2）投資態度 ①原則として、純資産総額の70%以上を欧州の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に投資する場合があります。 ②原則として、ユーロ建以外の資産に投資する場合、対ユーロで為替取引を行います。 ③アムンディ・インターインベスト-リート-欧州（選定通貨、I2シェアクラス）は、実質的なユーロ建資産を原則として選定通貨*で為替取引を行います。 ※原則として、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロードおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・ブロードの構成国通貨の中から金利、流動性、ファンダメンタル等を勘案し、5通貨程度を選定します。選定通貨は、定期的に見直しを行います。 ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①投資信託証券（上場投資信託証券を除く）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ②ポートフォリオのヘッジまたは効率的な運用のためにデリバティブ取引を行うことができます。
収益分配方針	原則として、毎月分配を行う方針です。
設定日	2013年10月24日
<主な関係法人>	
投資顧問会社	アムンディ
副投資顧問会社	アムンディ・ジャパン株式会社
管理会社	アムンディ・ルクセンブルク
保管銀行・管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルク
<管理報酬等>	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.80%
申込手数料	なし
その他の費用	ルクセンブルクの年次税（年率0.01%）の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。

＊JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロードおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・ブロードは、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、現地通貨建ての世界主要国の債券、現地通貨建ての新興国の債券をそれぞれ対象としたインデックスであり、その著作権等は同社に帰属します。

＊上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

－「アムンディ・インターインベスト-リート・欧州」の運用について－

アムンディ・インターインベスト-リート・欧州の運用は投資顧問会社であるアムンディが行います。

■アムンディ(本社:パリ)について

●アムンディは、8,214億ユーロ（約114兆円、1ユーロ=138.31円で換算）*の運用資産額を有する世界トップクラスの運用会社の1つです。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

※2014年6月末現在

■運用プロセス

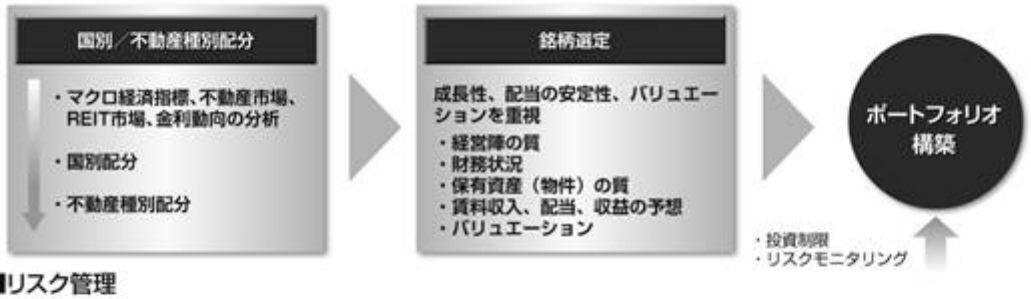

■リスク管理

●運用上のリスク管理

運用チームは、中間管理部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

●専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

●外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディの母体）およびアムンディの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

国内籍投資信託	
ファンド名	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)
<運用の基本方針>	
基本的性格	日本籍契約型投資信託(円建)
ファンドの特色	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
投資方針	1) 投資対象 本邦通貨表示の短期公社債を主要投資対象とします。 2) 投資態度 ①主として、本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	外貨建資産への投資は行いません。
設定日	2007年11月7日
<主な関係法人>	
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行
<管理報酬等>	
信託報酬	年率0.35%(税抜)以内
申込手数料	なし

＊上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

3【投資リスク】

(1)基準価額の変動要因

④ 信用リスク

＜訂正前＞

•各ファンドが実質的に投資するリートや主要投資対象の外国籍投資信託が行う為替取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には実質的に投資する債券の価格の下落および為替取引等に障害が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。

（略）

＜訂正後＞

•各ファンドが実質的に投資するリートや主要投資対象の外国籍投資信託が行う為替取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には実質的に投資するリートの価格の下落および為替取引等に障害が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。

（略）

(3)投資信託についての一般的な留意事項

＜訂正前＞

（略）

•投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＜訂正後＞

（略）

•投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

＜訂正前＞

申込手数料は、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.675%※（税抜3.5%）です。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

※消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.78%となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

（略）

＜訂正後＞

申込手数料は、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.78%（税抜3.5%）です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

（略）

（3）【信託報酬等】

原届出書の「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　(3)　信託報酬等」につきましては次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

① 信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.0584%（税抜0.98%）を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。
信託報酬の配分は次の通りとします。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社
0.20%（税抜）	0.75%（税抜）	0.03%（税抜）

② 信託報酬は、委託会社が定める時期に、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

③ 各ファンドが投資する指定投資信託証券の報酬の上限額は、それぞれの運用資産の純資産総額に対し下記の報酬率を乗じて得た額となります。

各ファンドが投資対象とする指定投資信託証券	信託報酬
「アムンディ・インターインベスト-リート・欧州」	年率0.80%※1 ※1 日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の報酬）に関しては、消費税等が課税されません。
「ＣＡマネープールファンド（適格機関投資家専用）」	年率0.378%（税抜0.35%）以内 各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得た率（以下「当該率」といいます）に応じて次に掲げる率とします。 1. 当該率が0.35%以下の場合：当該率 （当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合は、任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.05%以下とします。） 2. 当該率が0.35%超の場合：年10,000分の35

したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率1.8584%※2（税込）となります。

※2 各ファンドの信託報酬年率1.0584%（税込）に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.80%）を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

◆上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

＜訂正前＞

（略）

⑤ 投資信託証券においては、管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。

＜訂正後＞

（略）

⑤ 投資信託証券においては年率0.01%のルクセンブルクの年次税のほか、管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。

（５）【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成26年1月現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。

（略）

＜訂正後＞

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成26年9月現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。

（略）

５【運用状況】

原届出書の「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　５　運用状況」につきましては次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

以下は平成26年9月末日現在の運用状況です。
また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

信託財産の構成

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜毎月決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	10,001	0.84
投資証券	ルクセンブルク	1,106,333	93.50
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	66,791	5.64
合計（純資産総額）		1,183,125	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜年２回決算型＞」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	10,001	0.84
投資証券	ルクセンブルク	1,106,333	93.50
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	66,791	5.64
合計（純資産総額）		1,183,125	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜毎月決算型＞」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	アムンディ・インターインベスト-リート・欧州（選定通貨、I2シェアクラス）	93.765	11,855	1,111,584	11,799	1,106,333	93.50
2	日本	投資信託受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,925	1.0077	10,001	1.0077	10,001	0.84

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜年２回決算型＞」

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	アムンディ・インターインベスト-リート・欧州（選定通貨、I2シェアクラス）	93.765	11,983	1,123,585	11,799	1,106,333	93.50
2	日本	投資信託受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,925	1.0077	10,001	1.0077	10,001	0.84

種類別投資比率

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜毎月決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.84
外国	投資証券	93.50
合計		94.35

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜年２回決算型＞」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.84
外国	投資証券	93.50
合計		94.35

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】
平成26年9月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の特定期間末又は計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜毎月決算型＞」

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第1特定期間末　(平成26年 8月25日)	1,192,795	1,192,795	1.1928	1.1928
平成26年 3月末日	1,049,492	－	1.0495	－
4月末日	1,105,101	－	1.1051	－
5月末日	1,162,909	－	1.1629	－
6月末日	1,175,653	－	1.1757	－
7月末日	1,187,439	－	1.1874	－
8月末日	1,217,404	－	1.2174	－
9月末日	1,183,125	－	1.1831	－

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜年２回決算型＞」

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第1期計算期間末（平成26年 8月25日）	1,192,795	1,192,795	1.1928	1.1928
平成26年 3月末日	1,049,492	－	1.0495	－
4月末日	1,105,101	－	1.1051	－
5月末日	1,162,909	－	1.1629	－
6月末日	1,175,653	－	1.1757	－

7月末日	1,187,439	－	1.1874	－
8月末日	1,217,404	－	1.2174	－
9月末日	1,183,125	－	1.1831	－

②【分配の推移】

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜毎月決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成26年 3月14日 至 平成26年 8月25日	0.0000

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜年２回決算型＞」

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成26年 3月14日 至 平成26年 8月25日	0.0000

③【収益率の推移】

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜毎月決算型＞」

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 平成26年 3月14日 至 平成26年 8月25日	19.3

（注）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜年２回決算型＞」

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成26年 3月14日 至 平成26年 8月25日	19.3

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜毎月決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 平成26年 3月14日 至 平成26年 8月25日	1,000,000	－	1,000,000

（注1）全て本邦内におけるものです。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜年２回決算型＞」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成26年 3月14日 至 平成26年 8月25日	1,000,000	―	1,000,000

（注1）全て本邦内におけるものです。

（注2）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

＜参考情報＞

運用実績

2014年9月30日現在

基準価額・純資産の推移

＜毎月決算型＞

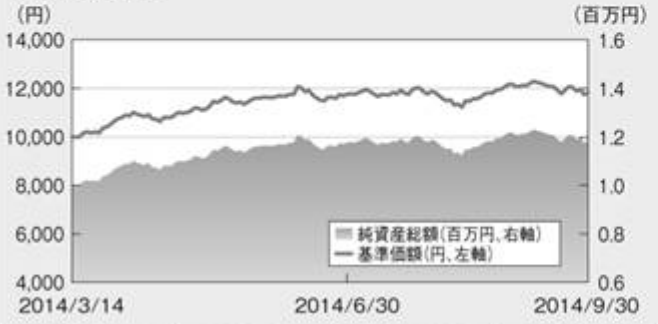

基準価額	11,831円	純資産総額	1.18百万円

＜年2回決算型＞

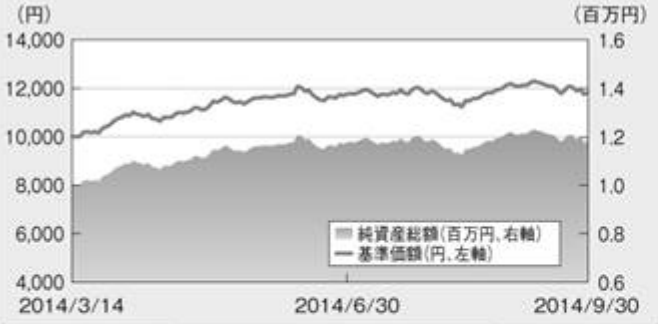

基準価額	11,831円	純資産総額	1.18百万円

＊基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移

＜毎月決算型＞

決算日	分配金
3期(2014年５月26日)	0円
4期(2014年６月25日)	0円
5期(2014年７月25日)	0円
6期(2014年８月25日)	0円
7期(2014年９月25日)	0円
設定来累計	0円

＊分配金は1万口当たり・税引前です。
＊直近5期分を表示しています。

＜年2回決算型＞

決算日	分配金
1期(2014年８月25日)	0円
設定来累計	0円

＊分配金は1万口当たり・税引前です。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

運用実績

2014年9月30日現在

主要な資産の状況

アムンディ・インターインベスト-リート・欧州

◆組入上位10銘柄

	銘柄名	国	資産	業種	比率(%)
1	UNIBAIL RODAMCO SE	フランス	REIT	店舗用不動産	9.7
2	LAND SECURITIES GROUP PLC	英国	REIT	各種不動産	8.4
3	BRITISH LAND COMPANY PLC	英国	REIT	各種不動産	8.0
4	HAMMERSON PLC	英国	REIT	店舗用不動産	5.6
5	KLEPIERRE SA	フランス	REIT	店舗用不動産	5.4
6	PSP SWISS PROPERTY AG	スイス	株式	不動産運営会社	3.6
7	DEUTSCHE ANNINGTON IMMOBILIEN SE	ドイツ	株式	不動産運営会社	3.5
8	DEUTSCHE WOHNEN AG	ドイツ	株式	不動産運営会社	3.1
9	DERWENT LONDON PLC	英国	REIT	オフィス不動産	3.0
10	SEGRO PLC	英国	REIT	工業用不動産	2.8

*比率は、アムンディ・インターインベスト-リート・欧州の純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

<毎月決算型>

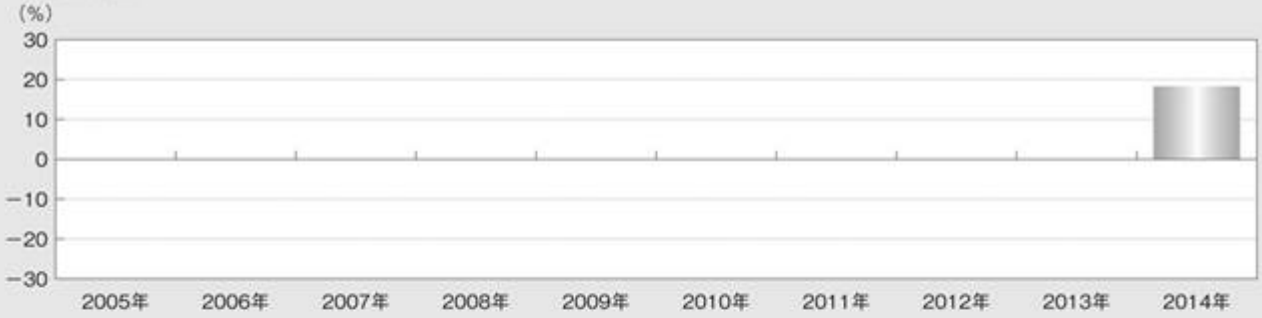

<年2回決算型>

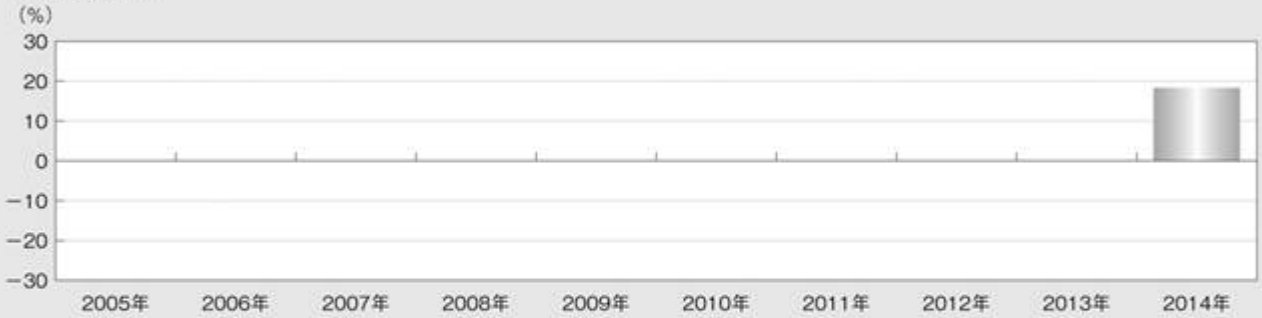

*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
*ファンドにはベンチマークはありません。
*2014年は設定日(3月14日)から9月30日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜訂正前＞

(1) （略）

取得申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後３時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

（略）

(4) なお、取得申込時には、当初申込期間中においては１口につき１円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、それぞれ取得口数を乗じて得た額に、販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額をご負担いただくものとします。本書作成日現在、この申込手数料率の上限は3.675%※（税抜3.5%）となっております。ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

※ 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.78%となります。

詳しくは販売会社にお問合せください。

（略）

＜訂正後＞

(1) （略）

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

（略）

(4) なお、取得申込時には、当初申込期間中においては１口につき１円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、それぞれ取得口数を乗じて得た額に、販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額をご負担いただくものとします。本書作成日現在、この申込手数料率の上限は3.78%（税抜3.5%）となっております。ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

詳しくは販売会社にお問合せください。

（略）

2【換金（解約）手続等】

＜訂正前＞

(1)（略）

換金請求の申込みの受付けは、販売会社の毎営業日の午後３時までとします。ただし、所定の時間までに換金請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの換金請求の申込みは、翌営業日の取扱いとなります。換金の申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(2) 換金の価額は、換金請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

換金代金は、受益者の換金請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

（略）

＜訂正後＞

(1)（略）

換金請求の申込みの受付けは、原則として午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。換金の申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(2) 換金の価額は、換金請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。解約価額については、販売会社または委託会社（前記 「**1 申込（販売）手続等** (2)」をご参照ください）に問合せることにより知ることができます。

換金代金は、受益者の換金請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

（略）

3【資産管理等の概要】

（5）【その他】

原届出書の「第二部 ファンド情報　第２ 管理及び運営　３ 資産管理等の概要　(5) その他」につきましては次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

（イ）委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A　各ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
B　投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
C　やむを得ない事情が発生したとき

（ロ）委託会社は、前記（イ）にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。

1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

2）前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2）において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

3）前記1)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

3）前記1)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

4）前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。

1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1）から3）までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

＜信託の終了の手続＞

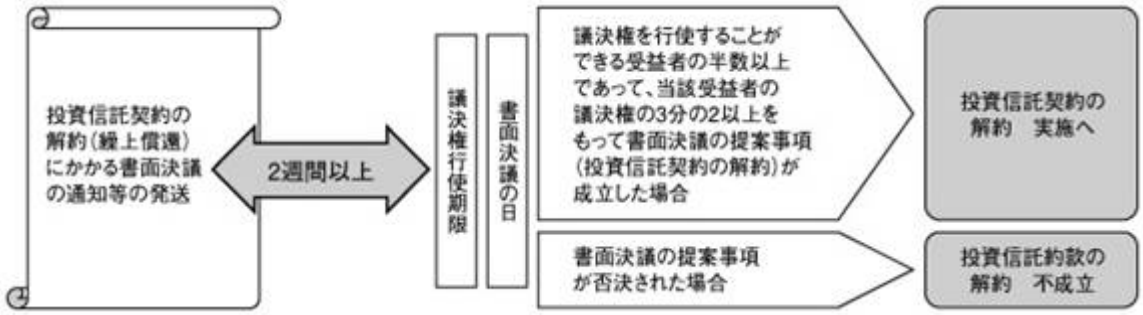

※上記手続は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

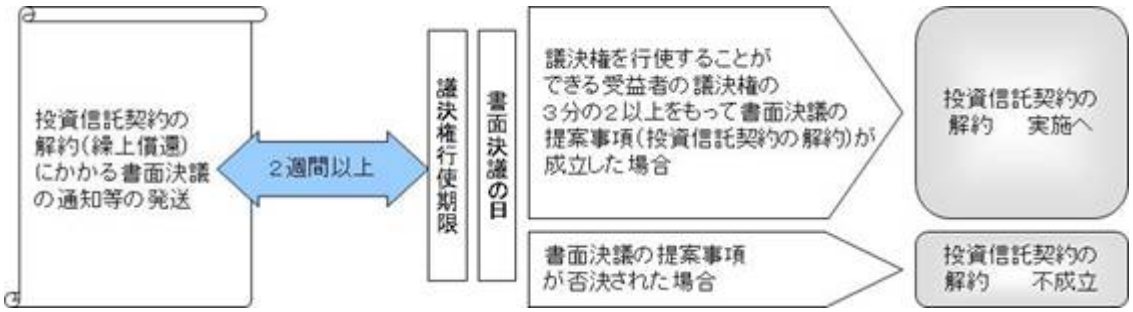

（ハ）書面決議において当該解約に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

（ハ）ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

（ニ）委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ホ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「② 投資信託約款の変更等」（ロ）の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。

（ヘ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 投資信託約款の変更等

（イ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「② 投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

（ロ）委託会社は、前記（イ）の事項（（イ）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

（ロ）委託会社は、前記（イ）の事項（（イ）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ハ）（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下（ハ）において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ニ）（ロ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

（ニ）（ロ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

（ホ）書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

（ヘ）（ロ）から（ホ）の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ト）前記（イ）から前記（ヘ）にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続＞

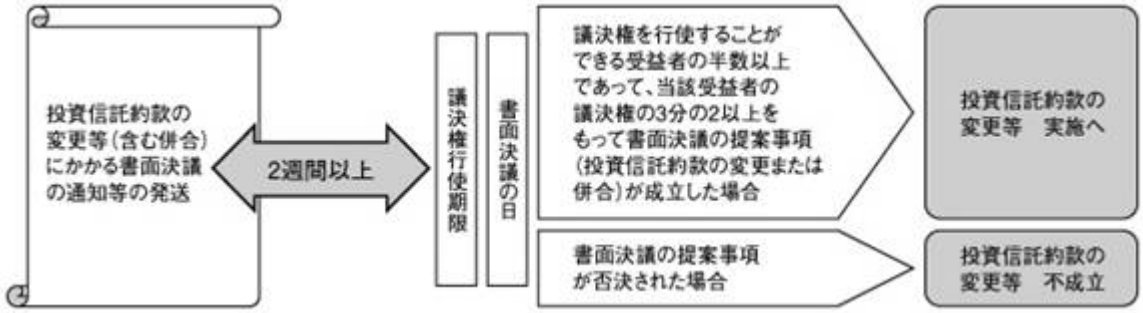

※上記手続は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

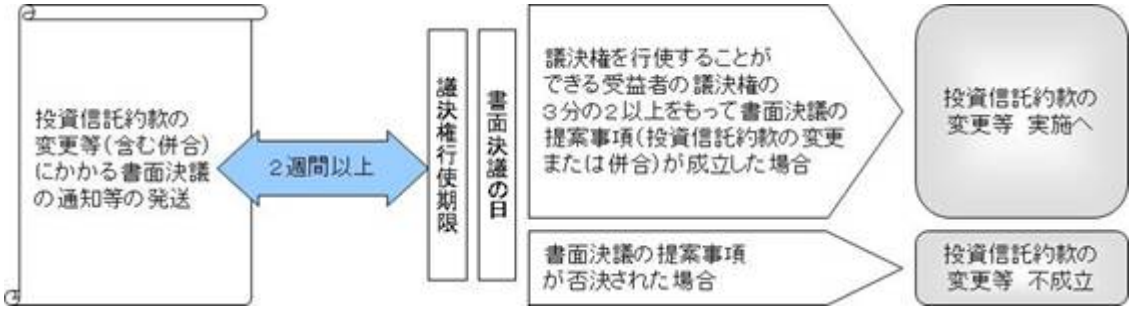

（チ）書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

※上記規定は、2014年12月1日以降、以下の通り変更となります。

（チ）ファンドは受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

③ 運用報告書の作成

委託会社は、毎年2月、8月の計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知れている受益者に販売会社より交付します。

※上記規定は、2014年12月１日以降、以下の通り変更となります。

委託会社は、毎年2月、8月の計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： http://www.amundi.co.jp

④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとします。

⑥ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会

社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑦ その他

（イ）各ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を2月、8月の計算期間末から3ヵ月以内に提出します。

（ロ）受託会社は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

第３【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報　第３ ファンドの経理状況 」につきましては次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜毎月決算型＞

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間(平成26年3月14日から平成26年8月25日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜毎月決算型＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1特定期間末 （平成26年 8月25日）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	60,253
投資信託受益証券	10,001
投資証券	1,123,585
流動資産合計	1,193,839
資産合計	1,193,839
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	31
未払委託者報酬	1,007
その他未払費用	6
流動負債合計	1,044
負債合計	1,044
純資産の部	
元本等	
元本	1,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	192,795
（分配準備積立金）	210,330
元本等合計	1,192,795
純資産合計	1,192,795
負債純資産合計	1,193,839

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1特定期間 自 平成26年 3月14日 至 平成26年 8月25日
営業収益	
受取配当金	44,540
受取利息	1
有価証券売買等損益	153,587
営業収益合計	198,128
営業費用	
受託者報酬	164
委託者報酬	5,163
その他費用	6
営業費用合計	5,333
営業利益又は営業損失（△）	192,795
経常利益又は経常損失（△）	192,795
当期純利益又は当期純損失（△）	192,795
分配金	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	192,795

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、設定日の平成26年3月14日から平成26年8月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1特定期間末 （平成26年 8月25日）
１．　期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	―円
期中一部解約元本額	―円
２．　特定期間末日における受益権の総数	1,000,000口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1特定期間 自 平成26年 3月14日 至 平成26年 8月25日		
	分配金の計算過程 （平成26年3月14日から平成26年3月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額は20,410円（１万口当たり204円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額	1円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	20,409円
C	収益調整金額	0円
D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	20,410円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	1,000,000口
G	１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	204円
H	１万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F×H／10,000）	0円
	（平成26年3月26日から平成26年4月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額は96,539円（１万口当たり965円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額	8,799円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	67,330円
C	収益調整金額	0円
D	分配準備積立金額	20,410円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	96,539円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	1,000,000口
G	１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	965円
H	１万口当たり分配金額	0円

I	分配金額（F×H／10,000）	0円
	（平成26年4月26日から平成26年5月26日までの計算期間）	
	計算期間末における分配対象収益額は154,039円（１万口当たり1,540円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額	8,754円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	48,746円
C	収益調整金額	0円
D	分配準備積立金額	96,539円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	154,039円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	1,000,000口
G	１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	1,540円
H	１万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F×H／10,000）	0円
	（平成26年5月27日から平成26年6月25日までの計算期間）	
	計算期間末における分配対象収益額は161,943円（１万口当たり1,619円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額	7,904円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	0円
D	分配準備積立金額	154,039円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	161,943円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	1,000,000口
G	１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	1,619円
H	１万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F×H／10,000）	0円
	（平成26年6月26日から平成26年7月25日までの計算期間）	
	計算期間末における分配対象収益額は202,461円（１万口当たり2,024円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額	8,707円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	31,811円
C	収益調整金額	0円
D	分配準備積立金額	161,943円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	202,461円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	1,000,000口
G	１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	2,024円
H	１万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F×H／10,000）	0円
	（平成26年7月26日から平成26年8月25日までの計算期間）	
	計算期間末における分配対象収益額は210,330円（１万口当たり2,103円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額	7,869円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	0円
D	分配準備積立金額	202,461円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	210,330円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	1,000,000口
G	１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	2,103円
H	１万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F×H／10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 自 平成26年3月14日 至 平成26年8月25日
１．金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。

２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間末 （平成26年8月25日）
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。
２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1特定期間末 （平成26年 8月25日） 最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	0
投資証券	△17,535
合計	△17,535

（デリバティブ取引等に関する注記）

第1特定期間末（平成26年8月25日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1特定期間（自 平成26年3月14日　至 平成26年8月25日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第1特定期間末 （平成26年 8月25日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1928円 （11,928円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,925	10,001	
	小計		9,925	10,001	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	0.8%	100.0%	
	投資信託受益証券　合計			10,001	
投資証券	日本円	アムンディ・インターインベスト-リート・欧州（選定通貨、I2シェアクラス）	93.765	1,123,585	
	小計		93.765	1,123,585	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	94.2%	100.0%	
	投資証券　合計			1,123,585	
合計				1,133,586	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

次へ

アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜年２回決算型＞

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成26年3月14日から平成26年8月25日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

【アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜年２回決算型＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期計算期間末 （平成26年 8月25日）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	64,542
投資信託受益証券	10,001
投資証券	1,123,585
流動資産合計	1,198,128
資産合計	1,198,128
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	164
未払委託者報酬	5,163
その他未払費用	6
流動負債合計	5,333
負債合計	5,333
純資産の部	
元本等	
元本	1,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	192,795
（分配準備積立金）	192,795
元本等合計	1,192,795
純資産合計	1,192,795
負債純資産合計	1,198,128

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期計算期間 自 平成26年 3月14日 至 平成26年 8月25日
営業収益	
受取配当金	44,540
受取利息	1
有価証券売買等損益	153,587
営業収益合計	198,128
営業費用	
受託者報酬	164
委託者報酬	5,163
その他費用	6
営業費用合計	5,333
営業利益又は営業損失（△）	192,795
経常利益又は経常損失（△）	192,795
当期純利益又は当期純損失（△）	192,795
分配金	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	192,795

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、設定日の平成26年3月14日から平成26年8月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期計算期間末 （平成26年 8月25日）
１．　期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	―円
期中一部解約元本額	―円
２．　計算期間末日における受益権の総数	1,000,000口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第1期計算期間 自 平成26年 3月14日 至 平成26年 8月25日	
	分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は192,795円（１万口当たり1,927円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額	43,342円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	149,453円
C	収益調整金額	0円
D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	192,795円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	1,000,000口
G	１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	1,927円
H	１万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F×H／10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第1期計算期間 自 平成26年 3月14日 至 平成26年 8月25日
１．金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期計算期間末 （平成26年 8月25日）
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。
２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期計算期間末 （平成26年 8月25日）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1
投資証券	153,586
合計	153,587

（デリバティブ取引等に関する注記）
第1期計算期間末（平成26年 8月25日）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
第1期計算期間（自 平成26年3月14日　至 平成26年8月25日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第1期計算期間末 （平成26年 8月25日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1928円 （11,928円）

（４）【附属明細表】
第１　有価証券明細表
①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	9,925	10,001	
	小計		9,925 銘柄数 1 組入時価比率 0.8%	10,001 100.0%	
	投資信託受益証券　合計			10,001	
投資証券	日本円	アムンディ・インターインベスト-リート・欧州（選定通貨、I2シェアクラス）	93.765	1,123,585	
	小計		93.765 銘柄数 1 組入時価比率 94.2%	1,123,585 100.0%	
	投資証券　合計			1,123,585	
合計				1,133,586	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜毎月決算型＞」

平成26年9月末日現在

Ⅰ 資産総額	1,183,374円
Ⅱ 負債総額	249円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,183,125円
Ⅳ 発行済口数	1,000,000口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1831円
（1万口当たり純資産額）	（11,831円）

「アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜年２回決算型＞」

平成26年9月末日現在

Ⅰ 資産総額	1,184,451円
Ⅱ 負債総額	1,326円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,183,125円
Ⅳ 発行済口数	1,000,000口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1831円
（1万口当たり純資産額）	（11,831円）

第三部【委託会社等の情報】
第１【委託会社等の概況】
１【委託会社等の概況】
(2)委託会社の概況
②投資運用の意思決定機構

原届出書の「第三部 委託会社等の情報　第１ 委託会社等の概況　１ 委託会社等の概況　(2) 委託会社の概況　②投資運用の意思決定機構」につきましては次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

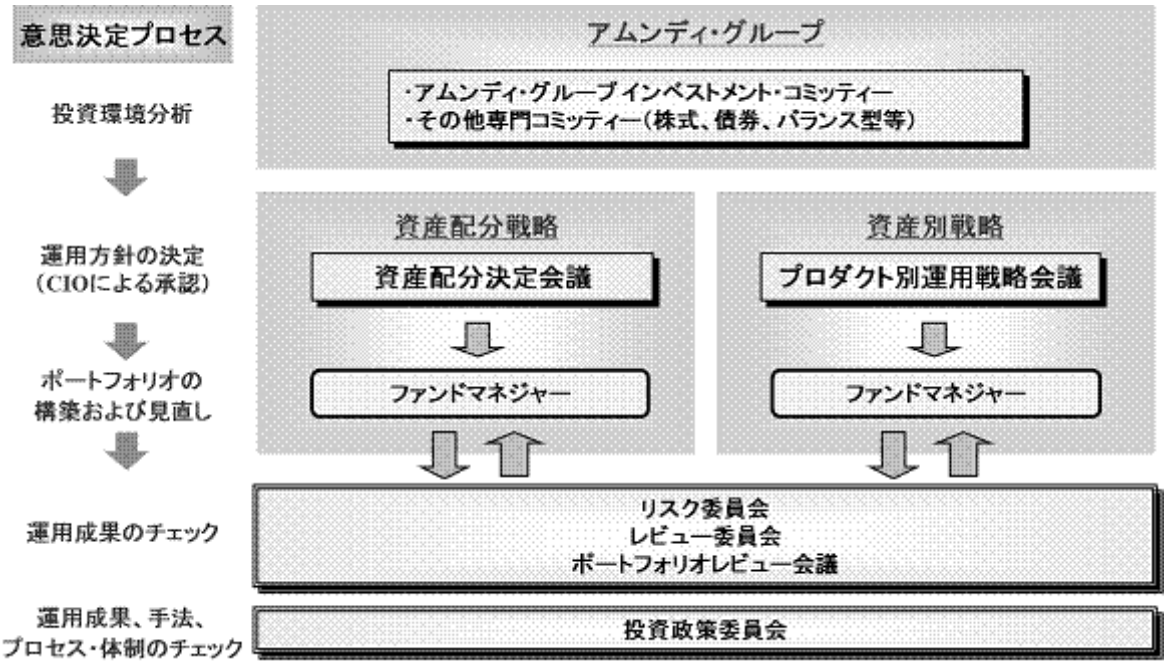

- **アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見通し、および運用戦略を決定します。**
- **決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。**
- **決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。**
- **月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。**
- **レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。**
- **さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。**
- **必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。**
- **資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。**

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

② 営業の概況

原届出書の「第三部 委託会社等の情報　第１ 委託会社等の概況　２ 事業の内容及び営業の概況　②営業の概況」につきましては次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

平成26年8月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種　　類	本　数	純　資　産 (百　万　円)
単位型株式投資信託	21	58,191
追加型株式投資信託	181	2,362,276
追加型公社債投資信託	1	17,661
合計	203	2,438,128

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報　第１ 委託会社等の概況　３ 委託会社等の経理状況」につきましては次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

(1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第33期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度(自平成25年4月1日　至平成26年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位:千円)

		第32期 (平成25年3月31日)		第33期 (平成26年3月31日)
資産の部				
流動資産				
現金･預金		2,153,697		2,252,064
有価証券		1,175,027		1,549,835
前払費用		179,108		123,202
未収還付法人税等		6,458		-
未収入金		6,527		4,703
未収委託者報酬	*1	1,127,856	*1	1,618,084
未収運用受託報酬	*1	718,958	*1	989,117
未収投資助言報酬		15,982		2,637
未収収益	*1	143,682	*1	106,913
繰延税金資産		98,508		98,508
先物取引		-		6,840
委託証拠金		-		119,915
立替金		20,820	*1	77,293
その他		125		103
流動資産合計		5,646,747		6,949,214
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	119,322	*2	109,143
器具備品(純額)	*2	108,135	*2	91,300
有形固定資産合計		227,457		200,443
無形固定資産				
ソフトウエア		11,850		8,767
電話加入権		934		934
無形固定資産合計		12,784		9,702
投資その他の資産				
投資有価証券		2,278,289		2,508,026
関係会社株式		86,168		84,560
長期未収入金		5,000		4,000
長期差入保証金		180,700		182,049
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		△ 5,000		△ 4,000
投資その他の資産合計		2,545,216		2,774,695
固定資産合計		2,785,457		2,984,840
資産合計		8,432,205		9,934,054

(単位:千円)

		第32期 (平成25年3月31日)		第33期 (平成26年3月31日)
負債の部				
流動負債				
リース債務		819		1,160
預り金		319,438		307,458
未払金		700,436		1,149,002
未払償還金		4,966		4,009
未払手数料		573,177		919,265
その他未払金	*1	122,293	*1	225,728
未払費用		188,325		287,973
未払法人税等		14,323		52,415
関係会社未払金		-		38,011
未払消費税等		31,723		79,590

前受収益	217,643	102,062
賞与引当金	97,354	100,892
役員賞与引当金	15,992	19,100
流動負債合計	1,586,053	2,137,664
固定負債		
リース債務	-	4,555
繰延税金負債	16,243	8,586
退職給付引当金	58,759	59,347
賞与引当金	5,667	13,075
役員賞与引当金	9,721	16,133
資産除去債務	50,917	51,930
固定負債合計	141,307	153,627
負債合計	1,727,359	2,291,290
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	2,963,877	3,903,806
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	1,363,877	2,303,806
利益剰余金合計	3,073,969	4,013,898
株主資本合計	6,692,804	7,632,734
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,041	△7,190
繰延ヘッジ損益	-	17,220
評価・換算差額等合計	12,041	10,030
純資産合計	6,704,845	7,642,764
負債純資産合計	8,432,205	9,934,054

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第32期 （自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日）	第33期 （自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	6,769,804	9,687,424
運用受託報酬	1,917,494	2,740,189
投資助言報酬	39,575	20,054
その他営業収益	468,026	313,117
営業収益合計	9,194,899	12,760,783
営業費用		
支払手数料	3,547,890	5,760,431
広告宣伝費	67,487	125,877
調査費	1,158,768	1,328,275
調査費	568,720	658,084
委託調査費	590,048	670,191
委託計算費	19,254	18,193
営業雑経費	229,276	182,722
通信費	49,209	36,084
印刷費	163,516	129,844
協会費	16,552	16,793

営業費用合計		5,022,676		7,415,498
一般管理費				
給料		2,585,017		2,660,475
役員報酬		118,614		95,853
給料･手当		2,149,555		2,184,875
賞与		276,105		352,428
役員賞与		40,743		27,319
交際費		11,803		14,824
旅費交通費		46,930		69,548
租税公課		39,746		42,426
不動産賃借料		173,282		165,153
賞与引当金繰入		93,485		108,300
役員賞与引当金繰入		17,640		27,200
退職給付費用		222,723		328,220
固定資産減価償却費		45,404		38,212
福利厚生費		421,902		350,779
諸経費		184,638		199,639
一般管理費合計		3,842,570		4,004,775
営業利益		329,653		1,340,510
営業外収益				
有価証券利息		-		10,106
受取利息		14		11
為替差益		21,424		26,677
雑収入		12,664		17,631
営業外収益合計		34,102		54,425
営業外費用				
有価証券利息		14,065		-
有価証券売却損		-		666
関係会社株式評価損		-		1,607
支払利息		-		39
雑損失		231		3,467
営業外費用合計		14,296		5,780
経常利益		349,460		1,389,155
特別損失				
固定資産除却損	*1	6,432	*1	684
特別損失合計		6,432		684
税引前当期純利益		343,028		1,388,471
法人税、住民税及び事業税		3,800		80,085
法人税等調整額		67,152		△6,543
法人税等合計		70,952		73,541
当期純利益		272,076		1,314,929

（３）【株主資本等変動計算書】

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835	110,093	1,600,000	1,391,801	3,101,893	6,720,728
当期変動額									

剰余金の配当							△300,000	△300,000	△300,000
当期純利益							272,076	272,076	272,076
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							△27,924	△27,924	△27,924
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835	110,093	1,600,000	1,363,877	3,073,969	6,692,804

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△8,441	-	△8,441	6,712,288
当期変動額				
剰余金の配当				△300,000
当期純利益				272,076
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	20,481	-	20,481	20,481
当期変動額合計	20,481	-	20,481	△7,443
当期末残高	12,041	-	12,041	6,704,845

第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835	110,093	1,600,000	1,363,877	3,073,969	6,692,804
当期変動額									
剰余金の配当							△375,000	△375,000	△375,000
当期純利益							1,314,929	1,314,929	1,314,929
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							939,929	939,929	939,929
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835	110,093	1,600,000	2,303,806	4,013,898	7,632,734

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	12,041	-	12,041	6,704,845
当期変動額				
剰余金の配当				△375,000
当期純利益				1,314,929
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△19,231	17,220	△2,011	△2,011
当期変動額合計	△19,231	17,220	△2,011	937,918
当期末残高	△7,190	17,220	10,030	7,642,764

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. ヘッジ会計の方法	⑴ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しております。 ⑵ ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物取引 ヘッジ対象・・・投資有価証券 ⑶ ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。 ⑷ ヘッジ有効性評価の方法 原則として毎日ヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

	定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　15年～18年 器具備品　4年～15年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）の注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第32期 （平成25年3月31日現在）	第33期 （平成26年3月31日現在）
*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 未収委託者報酬　7 千円 未収運用受託報酬　61,411 千円 未収収益　29,393 千円 その他未払金　46,863 千円	*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 前払費用　45,975 千円 未収委託者報酬　2,792 千円 未収運用受託報酬　52,089 千円 未収収益　53,872 千円 立替金　3,130 千円 その他未払金　88,949 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物　61,093 千円 器具備品　140,127 千円	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物　70,959 千円 器具備品　157,358 千円

（損益計算書関係）

第32期 （自　平成24年 4 月 1日 至　平成25年 3 月31日）	第33期 （自　平成25年 4 月 1日 至　平成26年 3 月31日）
*1 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、本社オフィスの18階借室部分の返還に伴い不要となった固定資産の除却であります。	*1 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、本社オフィスで使用していた固定資産の除却であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第32期
（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日定時株主総会	普通株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

⑵ 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日定時株主総会	普通株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

第33期
（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(千株)	増加(千株)	減少(千株)	当事業年度末(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日定時株主総会	普通株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

⑵ 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月18日定時株主総会	普通株式	350,000	145円83銭	平成26年3月31日	平成26年6月18日

配当原資については、利益剰余金としております。

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容
有形固定資産
器具備品

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

デリバティブ取引は株価指数先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、毎日ポジション並びに評価額及び評価損益の管理を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

第32期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,153,697	2,153,697	-
(2) 未収委託者報酬	1,127,856	1,127,856	-
(3) 未収運用受託報酬	718,958	718,958	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	744,922	753,515	8,593
② その他有価証券	2,708,394	2,708,394	-
資産計	7,453,827	7,462,420	8,593
(1) 未払手数料	573,177	573,177	-

負債計	573,177	573,177	-

第33期（平成26年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,252,064	2,252,064	-
(2) 未収委託者報酬	1,618,084	1,618,084	-
(3) 未収運用受託報酬	989,117	989,117	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,362,405	1,369,960	7,555
② その他有価証券	2,695,456	2,695,456	-
資産計	8,917,127	8,924,682	7,555
(1) 未払手数料	919,265	919,265	-
負債計	919,265	919,265	-
デリバティブ取引(*1)	6,840	6,840	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウェア）の株式です。

(単位：千円)

区分	第32期(平成25年3月31日)	第33期(平成26年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	84,560

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	2,153,697	-	-	-
未収委託者報酬	1,127,856	-	-	-
未収運用受託報酬	718,958	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

満期保有目的の債券	-	-	700,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの	370,000	1,450,000	-	-
合計	4,370,511	1,450,000	700,000	-

第33期（平成26年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,252,064	-	-	-
未収委託者報酬	1,618,084	-	-	-
未収運用受託報酬	989,117	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	350,000	950,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの	370,000	1,080,000	-	-
合計	5,229,266	1,430,000	950,000	-

(有価証券関係)

第32期
（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	744,922	753,515	8,593
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-
合計	744,922	753,515	8,593

2. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,875,271	1,891,513	16,242
	(3)その他 (注)	7,900	10,562	2,662
	小計	1,883,171	1,902,075	18,904
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他 (注)	806,518	806,323	△ 196
	小計	806,518	806,323	△ 196
合計		2,689,686	2,708,394	18,708

(注) 投資信託受益証券であります

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	200,000	-	-

第33期
(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,362,405	1,369,960	7,555
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-
合計	1,362,405	1,369,960	7,555

2. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額84,560千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,484,616	1,495,362	10,746
	(3)その他 (注)	13,179	16,960	3,782
	小計	1,497,795	1,512,322	14,528
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他 (注)	1,208,832	1,183,133	△ 25,699
	小計	1,208,832	1,183,133	△ 25,699
合計		2,706,627	2,695,456	△ 11,171

(注) 投資信託受益証券であります

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	11,675	647	1,313

(デリバティブ取引関係)

第32期
(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第33期
（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	株価指数先物取引 売建 東証株価指数先物	その他有価証券	367,740	-	6,840
合計			367,740	-	6,840

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づいております。

(退職給付関係)

第32期
（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	△ 354,831
(2) 年金資産(千円)	295,087
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△ 59,744
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	985
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)(千円)	△ 58,759
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	△ 58,759

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	222,723
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	46,260
(2) 勤務費用(千円)	168,695
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	7,275

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会　平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

第33期

（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度でありますが、年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

⑴ 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	58,759 千円
退職給付費用	283,177 千円
退職給付の支払額	△135,515 千円
制度への拠出額	△147,073 千円
退職給付引当金の期末残高	59,347 千円

⑵ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	475,108 千円
年金資産	△419,618 千円
会計基準変更時差異の未処理額	△493 千円
	54,997 千円
非積立型制度の退職給付債務	4,350 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59,347 千円

退職給付に係る負債	59,347 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59,347 千円

⑶ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	283,177 千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、45,043千円でありました。

（税効果会計関係）

第32期 （平成25年3月31日現在）		第33期 （平成26年3月31日現在）	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	（千円）	繰延税金資産	（千円）
前受収益否認額	80,176	前受収益否認額	36,375
繰越欠損金	966,686	繰越欠損金	524,140
未払費用否認額	32,126	未払費用否認額	57,896
賞与引当金等損金算入限度超過額	37,004	賞与引当金等損金算入限度超過額	35,958
退職給付引当金損金算入限度超過額	44,832	退職給付引当金損金算入限度超過額	21,151
減価償却資産	7,449	減価償却資産	6,885
資産除去債務	16,852	資産除去債務	18,508
その他	9,753	その他有価証券評価差額金	3,981
繰延税金資産小計	1,194,878	その他	10,325

評価性引当額	△ 1,092,719
繰延税金負債との相殺	△ 3,651
繰延税金資産合計	98,508

繰延税金負債

資産除去債務会計基準適用に伴う有形固定資産計上額	△13,226
その他有価証券評価差額金	△ 6,668
繰延税金負債小計	△ 19,894
繰延税金資産との相殺	3,651
繰延税金負債合計	△ 16,243

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。

繰延税金資産小計	715,220
評価性引当額	△ 602,231
繰延税金負債との相殺	△ 14,481
繰延税金資産合計	98,508

繰延税金負債

資産除去債務会計基準適用に伴う有形固定資産計上額	△13,532
繰延ヘッジ損益	△ 9,536
繰延税金負債小計	△ 23,067
繰延税金資産との相殺	14,481
繰延税金負債合計	△ 8,586

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
住民税均等割等	0.3%
連結納税制度適用による影響	2.7%
評価性引当額の減少	△35.3%
その他	2.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。
この税率変更による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	第33期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	62,213千円	50,917千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円	-千円
時の経過による調整額	1,133千円	1,013千円
資産除去債務の履行による減少額	△12,429千円	-千円
期末残高	50,917千円	51,930千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）	949,852	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）	1,662,404	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 及び第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 及び第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第32期(自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)　当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ エス・アー	フランス パリ市	584,711(千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	98,859	未収運用受託報酬	61,411
								委託者報酬 *1	7,816	未収委託者報酬	7
								投資助言報酬 *1	14,132	未収投資助言報酬	-
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	196,929	未収収益	29,393
								委託調査費等の支払 *2	181,969	未払金	46,863

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	180,803	前払費用	92,906
										未払金	4,801

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

⑴ 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・エス アー	フランス パリ市	596,262 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	147,721	未収運用受託報酬	52,089
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	115,395	未収収益	53,872
								委託調査費等の支払 *2	329,842	未払金	88,949

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

⑵ 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	87,315 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	656,193	未収運用受託報酬	281,980
								委託者報酬 *1	33,723	未収委託者報酬	6,600
								投資助言報酬 *1	9,007	未収投資助言報酬	2,564

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報
アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
アムンディ エス・アー(非上場)
アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第32期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		第33期 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
1株当たり純資産額	2,793.69円	1株当たり純資産額	3,184.48円
1株当たり当期純利益金額	113.36円	1株当たり当期純利益金額	547.89円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 272,076千円 普通株式に係る当期純利益 272,076千円 期中平均株式数 2,400千株	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 1,314,929千円 普通株式に係る当期純利益 1,314,929千円 期中平均株式数 2,400千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報　第２ その他の関係法人の概況　１ 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては次の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

(1) 受託会社

名　　称	資本金の額 （平成26年3月末日現在）	事　業　の　内　容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名　　称	資本金の額 （平成26年3月末日現在）	事　業　の　内　容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

＜再信託受託会社の概要＞

＜訂正前＞

・名称　　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
・資本金の額　：51,000百万円（平成25年9月末日現在）
（略）

＜訂正後＞

・名称　　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
・資本金の額　：51,000百万円（平成26年3月末日現在）
（略）

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年10月８日

アムンディ・ジャパン株式会社

取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜毎月決算型＞の平成26年３月14日から平成26年８月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜毎月決算型＞の平成26年８月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年10月８日

アムンディ・ジャパン株式会社

取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜年２回決算型＞の平成26年３月14日から平成26年８月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州リート・ファンド（高金利通貨戦略コース）＜年２回決算型＞の平成26年８月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年６月10日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鶴田光夫　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成26年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。